

構想段階における
道路計画策定プロセスガイドライン

平成25年7月
国土交通省道路局

構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン

目次

第1章 基本的な考え方

- 1. ガイドラインの目的..... 2
- 2. ガイドラインの運用..... 4
- 3. 適用対象..... 4

第2章 構想段階の概要

- 1. 計画・事業・管理の体系における構想段階の位置づけ..... 5
- 2. 構想段階における検討の枠組み..... 6
- 3. 計画段階評価の実施..... 7
- 4. 配慮書との関係..... 8
- 5. 概略計画..... 8

第3章 計画検討手順

- 1. 計画検討手順..... 11
- 2. ステップ1：計画検討の発議とプロセスの明確化..... 12
- 3. ステップ2：課題の共有と道路計画の必要性の確認..... 13
- 4. ステップ3：複数案の設定と評価項目の設定..... 14
- 5. ステップ4：複数案の比較評価（計画段階評価）..... 15
- 6. ステップ5：概略計画案を選定し対応方針の決定..... 18

第4章 コミュニケーションプロセス

- 1. コミュニケーションプロセス..... 19
- 2. コミュニケーションプロセスの進め方..... 20
- 3. コミュニケーションプロセスの運用..... 21

第5章 技術・専門的検討

- 1. 技術・専門的検討..... 25
- 2. 技術・専門的検討内容の整理..... 26
- 3. 技術・専門的検討の実施..... 26
- 4. 各検討項目の評価等..... 28
- 5. 検討結果の公表..... 28

第6章 委員会等

- 1. 委員会等の設置..... 29
- 2. 委員会等の役割..... 29

第1章 基本的な考え方

1. ガイドラインの目的

社会の成熟と国民の意識変化、価値観の多様化が急速に進展する中、国民にとって最も身近な社会インフラである道路を、地域社会の中でいかに形作るか、その実現を考える時、計画をより良いものとするためには、地域の理解や協力が必要であり、住民をはじめとして多様に広がる関係者との密接なコミュニケーションが重要なプロセスとなる。

こうした基本認識に立ち、本ガイドラインは、道路計画の構想段階に焦点を当て、計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性の向上に資するため、標準的な計画検討手順と手順の各段階に実施すべき事項、計画検討手順を進めるに当たって実施されるコミュニケーションプロセス及び技術・専門的検討に関する基本的な考え方や留意事項をとりまとめたものである。

本ガイドラインにおいては、標準的な計画策定プロセスとして、複数案や評価項目の設定、複数案の比較評価、概略計画案の選定等の手順を、対象事業の特性に応じたコミュニケーションプロセスや委員会等の関与の下、計画を策定することを定めている。

個々の道路によりその状況は様々であることから、画一的な対応を避けるよう留意が必要だが、実施事例の蓄積から得られた知見から成る本ガイドラインを基本とすることにより、地域のより細かなニーズを把握し、住民・関係者等の理解を得た、より良い計画の実現を期待するものである。

【解説】

ア) 本ガイドライン策定の背景と経緯

地域の声を計画に反映しつつ、客観的かつ合理的な道路計画を策定するため、平成 14 年には市民参画型道路計画策定プロセスが指針(ガイドライン)化され、平成 17 年には「構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」として改訂されました。その後の運用を経て、平成 20 年には公共事業全般を対象とするガイドラインが策定されたことから、その内容を反映するとともに、近年における事業評価や環境影響評価等の政策動向を反映するため、ガイドラインを改訂しました。

主な経緯

- 2002 年(平成 14 年) 「市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」を策定
- 2005 年(平成 17 年) 「構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」として改訂
- 2008 年(平成 20 年) 「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」として国土交通省所管公共事業を対象とする指針を策定
- 2013 年(平成 25 年) 「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」として改訂

イ) 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」（平成20年4月）に準じ、構想段階における計画策定プロセスのあり方を示すものであり、計画策定プロセスと計画段階評価の関係を明確にするとともに、道路事業に係る計画段階評価の評価手法を定めています。（「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」（平成24年12月）第5の1）

ウ) 計画策定プロセスに求められる要件

道路の計画が国民の理解を得るためには、計画内容が合理的であり、かつ計画策定プロセスが適切である必要があります。

計画内容の合理性を担保するためには、計画に関して合理的判断を得る仕組みが必要となります（後述：技術・専門的検討）。

計画策定プロセスの適切性は、透明性、客観性、合理性、公正性の4つを要件とし、これらの具体的内容は以下の通りです。

「透明性」…計画策定プロセスに関する情報が誰に対しても開示されていること

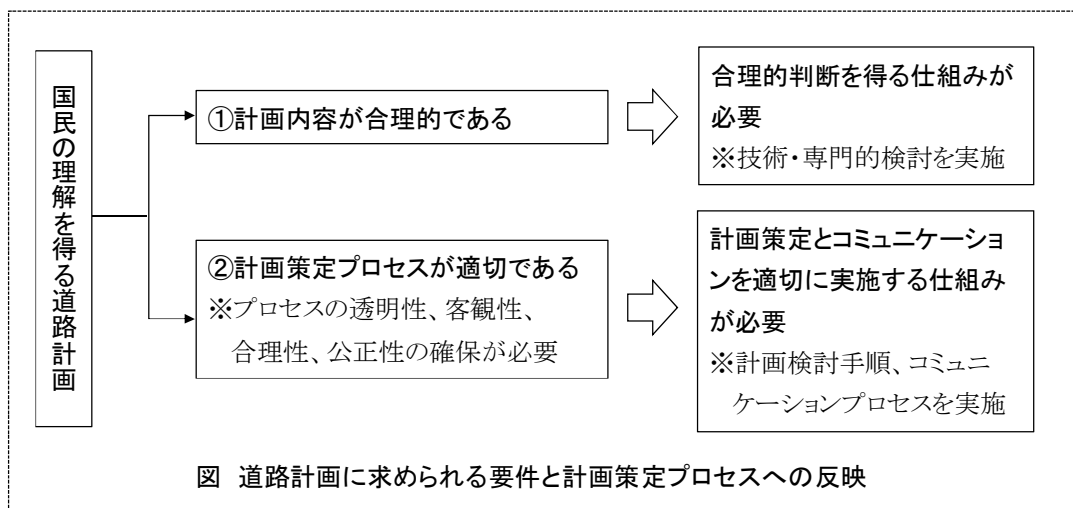
「客観性」…計画検討手順や評価に用いるデータ・情報等が客観的なものであること

「合理性」…計画策定プロセスの各手順が合理的に行われていること

「公正性」…計画策定プロセスの進め方や判断が、偏りなく公平であること

これらを担保するためには、計画策定とコミュニケーションを適切に実施する仕組みが必要です（後述：計画検討手順、コミュニケーションプロセス）。

これらの関係を整理すると下図のようになります。



2. ガイドラインの運用

地域社会の状況、道路の役割、道路に対する利用者ニーズ等は多種多様であり、従ってそれらに対応する道路計画の策定にあたって考慮すべき事項もまた多様である。そのため本ガイドラインに示すプロセスの基本的構造は守りつつも、各ステップの進め方やコミュニケーションプロセスの手法などの詳細な運用については、全国画一的に運用するのではなく、前項の目的を踏まえた上で、個別事業の状況に応じて柔軟な運用を行うことが必要である。

なお、実施事例の蓄積や社会経済の変化等に対応し、ガイドラインの見直しを行い、その充実を図るものとする。

【解説】

ア) ガイドライン運用上の留意点

本ガイドラインは、構想段階における計画策定プロセスの進め方について、基本的な指針を示したのですが、本ガイドラインに書かれているとおりのことを行えば、どのような案件でも円滑に計画策定プロセスを進められるということではありません。案件毎に社会背景や地域事情が異なるため、それら様々な事柄を考慮し、計画策定プロセスの進め方を創意工夫していくことが必要です。

具体的には、本ガイドラインに示すプロセスの基本的構造は踏襲しながらも、プロセスに要する期間や必要となるコミュニケーションプロセスの程度等については、事業規模や地域性、関係者の広がり等に応じて変化するものであり、安易に他事例を模倣する等の画一的な運用とならないよう留意が必要です。

3. 適用対象

本ガイドラインは、新設・改築事業の計画を主な対象とする。また、これ以外に災害復旧事業や大規模な更新等、計画策定者が適当と認める計画についても、必要に応じて対象とすることができる。

なお本ガイドラインは、新規に構想段階の検討に着手する計画を主な対象とするが、既に検討途上にある計画についても、適当と判断される場合には本ガイドラインを適用することができるものとする。

【解説】

ア) 適用対象の考え方

本ガイドラインに示す計画策定プロセスの基本的構造については広く道路計画に共通するものであり、新設・改築事業の計画を主な対象としていますが、これ以外の道路の計画に対し、計画策定プロセスの全部または一部を適用することを妨げるものではありません。今後想定される大規模な更新等についても、適用を検討することが必要です。また計画の早い段階からコミュニケーションプロセスを導入して計画の検討を進めることが、より円滑で、より良い計画づくりに資すると考えられる場合には、本ガイドラインを積極的に適用していくことが推奨されます。

なお都道府県や政令市等が実施する道路の計画等についても、構想段階における計画策定プロセスの実施にあたり、本ガイドラインを参考とすることが望まれます。

第2章 構想段階の概要

1. 計画・事業・管理の体系における構想段階の位置づけ

道路網計画等の上位計画から管理に至る体系は、下図のように構成され、本ガイドラインが対象とする構想段階は、上位計画を踏まえ、概ねのルートや基本的な道路構造等（概略計画）が決定される段階として位置づけられる。

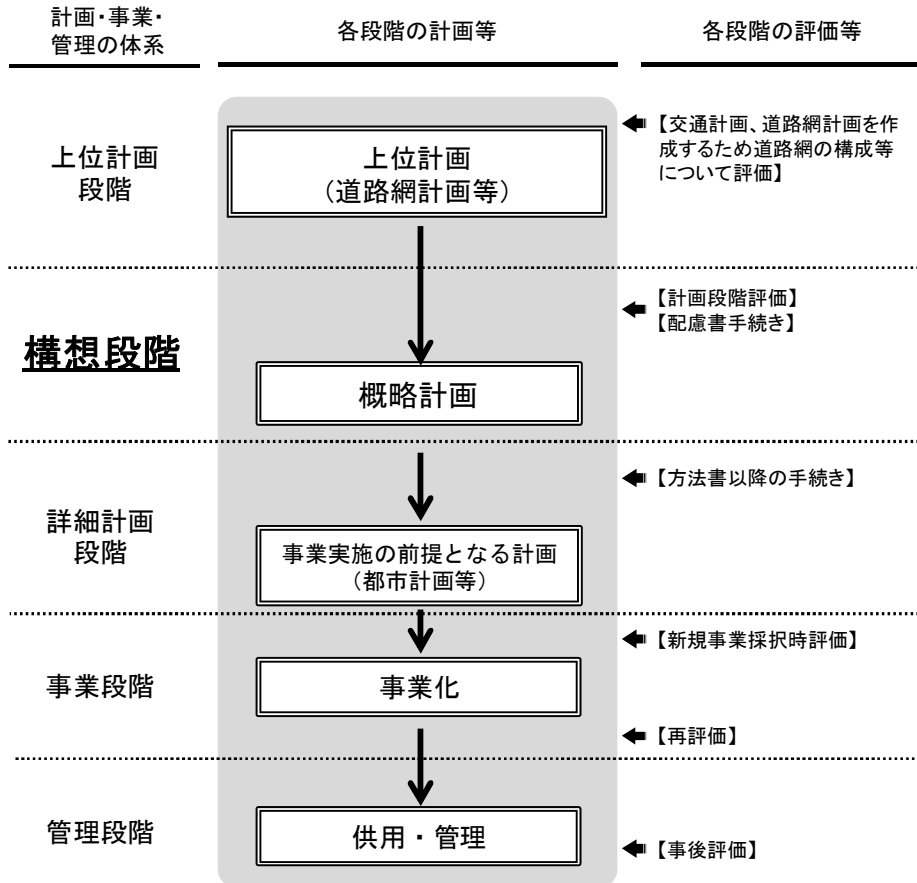


図 道路計画の体系における計画や評価等

【解説】

ア) 計画・事業・管理の体系における各段階と対応する評価制度等

各段階では、一般に次のような決定や検討作業、評価が行われます。

計画体系	段階の内容 (計画等の決定内容)	評価制度等	評価の内容
上位計画段階	道路網計画等を定める段階 (広域的な土地利用や交通需要等を踏まえて、面的な交通計画や道路網整備に関する方針を決定)	—	交通計画、道路網計画を作成するため道路網の構成等について評価
構想段階	概略計画を定める段階 (概ねのルートの位置や基本的な道路構造等（概略計画）を決定)	計画段階評価 (配慮書手続) ※実施事業の場合	解決すべき課題・背景や、達成すべき目標に照らし、概ねのルートの位置や道路構造等について、事業の効果、環境、費用等総合的な観点から複数案を比較・評価 環境の保全のために配慮すべき事項についての検討
詳細計画	詳細計画を定める段階	(環境影響評価)	事業実施の前提となる計画（都市計画等）を

段階	(事業実施の前提となる計画(都市計画等)として、具体的なルートの位置や道路構造を決定)	(都市計画) ※実施事業の場合	作成するため、具体的なルート、構造等の環境への影響や都市計画との整合等を評価
事業段階	事業を実施する段階 (事業実施のための測量や設計を行い、事業費の算定や工程計画を勘案した事業の実施方針を決定)	新規事業採択時評価 ----- 再評価	事業実施の可否を判断するため、事業の効率性と効果を確認し、事業実施の必要性を評価 事業採択後、一定期間を経過した事業等に関して、事業の継続もしくは中止等を判断するため、事業の効率性と効果の評価
管理段階	供用後の管理を行う段階 (供用後一定期間を経た後に、効果の発現等の状況を踏まえて、必要に応じて改善策を検討)	事後評価	完了した事業について、その効果、影響等実績の確認を行う評価。必要に応じて適切な改善を検討するとともに、評価結果を同種事業の計画・調査等への反映を図るための評価

2. 構想段階における検討の枠組みー3つの並行するプロセスー

(1) 本ガイドラインにおける計画策定プロセスの体系

本ガイドラインにおいては、構想段階における「計画検討手順」を経て概略計画を決定するまでの一連の流れを「計画策定プロセス」とする。「計画策定プロセス」は、計画検討の発議から対応方針の決定までの検討を進める「計画検討手順」、計画策定者と住民・関係者等との双方向コミュニケーションを実施する「コミュニケーションプロセス」、専門性を持った検討を行う「技術・専門的検討」の3つのプロセスを含むものとする。

なお、これらは、互いに独立しているものではなく、「計画検討手順」が進む段階ごとに、「コミュニケーションプロセス」と「技術・専門的検討」は「計画検討手順」と有機的に連携して進められるべきものである。また、「技術・専門的検討」や「コミュニケーションプロセス」は、必要に応じて、「計画検討手順」の各段階において繰り返し行われることが望ましい。

(2) 構想段階における計画策定プロセスに関わる主体

計画策定プロセスに関わる主体としては、計画策定者とともに、「住民・関係者等」、「地方公共団体」、「関係行政機関等」、「委員会等」がある。

計画策定者は、必要に応じて「関係行政機関等」からの意見聴取や「委員会等」からの助言や提言を受けつつ、「計画検討手順」並びに「技術・専門的検討」を進めるとともに、「住民・関係者等」と双方向コミュニケーションを実施することによりコミュニケーションプロセスを進める必要がある。また「地方公共団体」と連携・協力することが必要である。

【解説】

ア) 計画策定プロセスに関わる主体

計画策定プロセスに関わる様々な主体の関係を図示すると、以下のようになります。

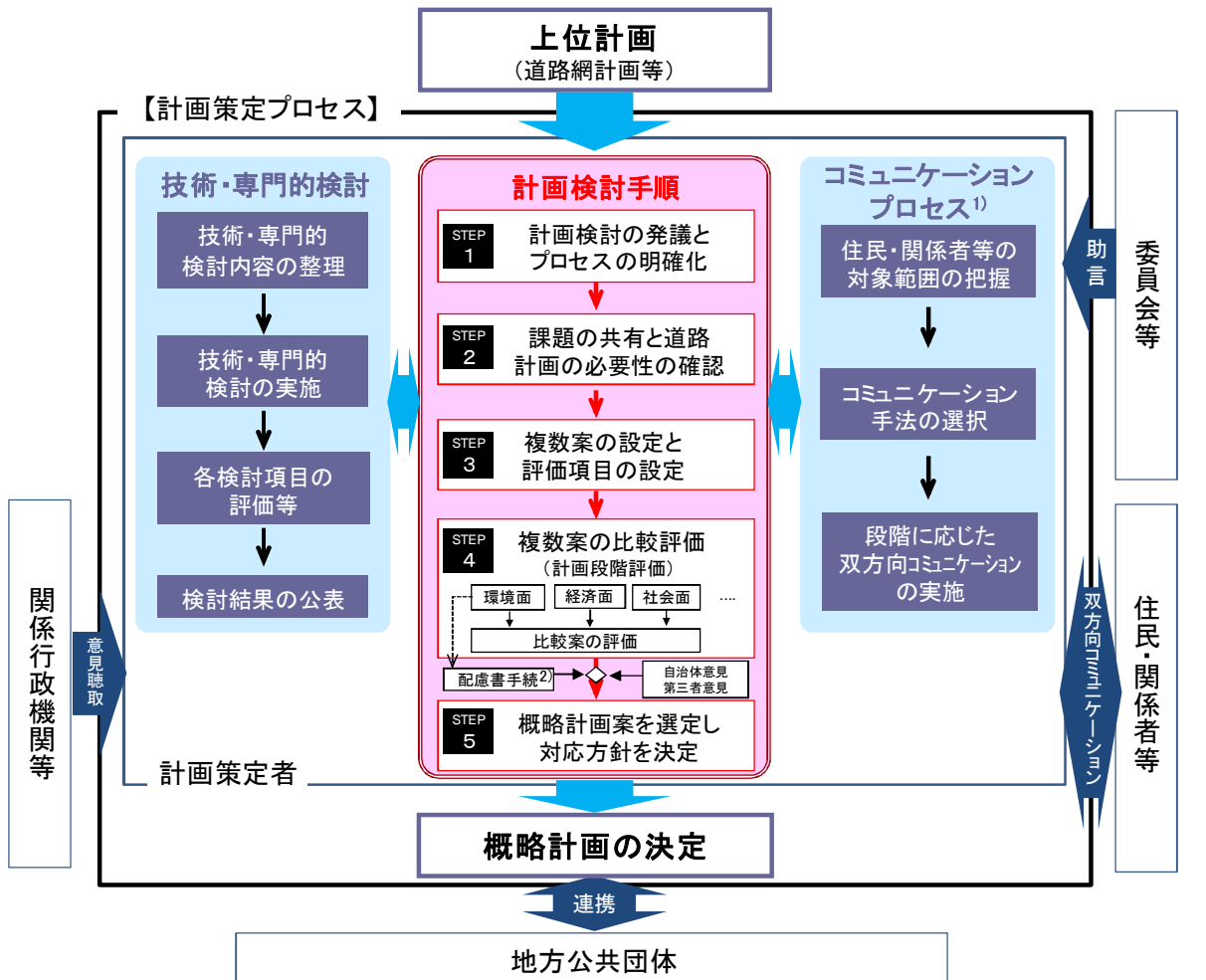


図 計画策定プロセスの基本的枠組

3. 計画段階評価の実施

「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」（平成 24 年 12 月）に基づく計画段階評価は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的に導入されたものであり、都市計画や環境影響評価（方法書以降の手続）の手続きに入る前の構想段階において、複数案の比較評価を行うものである。

【解説】

ア) 国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領との関係

「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」では、計画段階評価を「新規事業採択時評価の前段階において、目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの」としていますが、これは詳細計画の前段階の概略計画に至る計画策定プロセスの中で、複数案の比較評価を行うものであり、本ガイドラインにおける「ステップ 4：複数案の比較評価（計画段階評価）」に相当します。

4. 配慮書との関係

本ガイドラインが示す構想段階における計画策定プロセスは、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に導き出す過程を住民・関係者等と調整を図りつつ進めていくこととしており、環境影響評価法に基づく配慮書の作成に必要な検討を含むものとなっている。

【解説】

ア) 環境影響評価法における環境配慮手続との関係

環境影響評価法に基づく配慮書手続は、概略ルート・構造の検討において、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施し、それによりその後の方法書以降の手続の円滑・効率的な実施に資することを目的に実施するものです。本ガイドラインの「ステップ4：複数案の比較評価（計画段階評価）」における環境面での比較・整理は、「環境影響評価法（平成23年改正）」における配慮書に記載される複数案ごとの環境面の比較となることから、配慮事項の設定、比較の実施に際しては、同法の関連規定との整合を図り、適切に行うことが必要です。

5. 概略計画

(1) 概略計画の決定

計画策定者が概略計画を決定するにあたっては、概略計画案をもとに次に掲げる観点を総合的に検討して判断するものとする。

- ①政策的整合性（国及び地方公共団体の政策（上位計画等）との整合性）
- ②計画内容の合理性（想定される目的の達成度合いや整備効果、事業による影響等技術的な観点）
- ③計画策定プロセスの適切性（プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性）

(2) 概略計画の内容

計画策定者は概略計画として基本的には次の事項を定める。

- ①起終点
- ②計画諸元（概略延長、車線数、設計速度等）
- ③構想ルート帯（概ね 1/25,000～1/50,000 スケールで、概ね 幅 250m～1 km 程度のルート帯）
- ④主な連結する道路
- ⑤主たる構造（盛土・切土、トンネル、橋もしくは高架、その他の構造の別）
- ⑥その他必要な事項

(3) 概略計画の扱い

計画策定者は、概略計画を決定した場合には、これを公表するものとする。

なお、概略計画を決定した区間が都市計画区域内にある場合には、必要に応じ、都市計画決定権者と連携して、それぞれの都市計画区域における整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に位置づける等の措置を講じる。

(4) 概略計画の効力

概略計画の内容は、詳しい計画精度には至っていないため、その決定をもって私権を制限するような効力（建築の規制等）が生じるものではない。しかし、概略計画は、当該道路計画の必要性や複数案の比較検討等について適切なプロセスを経て意思決定されたものであり、その決定をもって次の段階（詳細計画段階）へ進むことが適当であるとの評価がなされたとみなすことができる。

【解説】

ア) 概略計画の決定の考え方

概略計画の決定は、適切なプロセスを経て選定された概略計画案をもとに、計画策定者が行います。コミュニケーションプロセスを実施するという事は、必ずしも「コミュニケーションプロセスを経て得られた結論をそのまま概略計画にする」ということではなく、「コミュニケーションプロセスを経て得られた情報を、意思決定にあたって考慮する重要な要素にする」ということであることに注意が必要です。

また、「計画策定プロセスの適切性」については、本ガイドラインに示す標準的なプロセスが適切に実施されている場合には、この要件を満たしているものと解してよいものと考えます。

イ) 概略計画における決定事項の標準的内容

概略計画において決定する事項は基本的に以下の内容とします。なお、その一部について概略計画の段階では定めることが困難な場合には、その旨を記載するものとします。

- ①起終点 : 当該路線の起点及び終点の所在地の市町村名を記載します。
- ②計画諸元 : 計画する道路の概略延長、標準車線数及び設計速度(単位: km/h)を記載します。
- ③構想ルート帯 : 概ね 1/25,000~1/50,000 の縮尺の図を用い、計画する路線の位置を概ね 250m~1km 程度の幅を持つルート帯で図示します。なお、検討の結果、より広い幅でルート帯を決定し、詳細計画の段階以降のより詳細な検討を踏まえて具体的に絞り込んでいくことも考えられます。
- ④主な連結する道路 : 当該計画道路に連結する、あるいは連結する予定のある主な道路について、その連結位置が所在する予定の市町村名及び連結する道路の名称を記載し、ルート帯上に図示します。
- ⑤主たる構造 : 計画する道路の構造を盛土・切土、トンネル、橋もしくは高架、その他の構造の別に区別して記載します。なお、区間により、構造が異なる場合には、一定延長の区間毎（区間の起終点を市町村名で記載）に構造を記載し、必要に応じルート帯上に図示します。
- ⑥その他必要な事項 : 詳細計画段階において考慮すべき事項がある場合には、その旨を記載します。

なお、必要に応じて、①~⑥のような道路の諸元のほかに、道路計画の目的や計画決定の判断根拠（コントロールポイント*等も含む）も含めて概略計画の内容として決定し、公表することもできます。

※ 社会的又は自然的条件によって避けたり、特別な考慮を要すべき地点、又は通すべき地点（第5章参照）

ウ) 決定した概略計画の公表

計画策定者は、決定した概略計画が広く住民・関係者等に認知されるよう努める必要があります。公表等は、広報誌、ホームページ、記者発表などの方法を用い、概略計画の内容の他、評価結果やその経緯等についても公表します。

エ) 方法書以降の手續との関係

概略計画は、方法書以降の手續の前提となる計画で、方法書に記載する事業内容となります。

オ) 都市計画への位置付け

道路計画と都市計画の方針との整合を図るため、構想段階から都市計画決定権者と連携を図り、決定した概略計画を都市計画区域における整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に位置づけ、沿線地域の将来像との調和が図られるようにしておくことが望ましいと考えられます。

カ) 概略計画決定の意義

概略計画は、次の詳細計画段階（都市計画決定手續等）における検討の基本となるものであり、都市計画手續に諮る計画案について基本的な事項を決定するものです。

概略計画の検討過程においてコミュニケーションプロセスが適切に実施されることにより、公益性の観点から一定の確認がなされたと認められ、このことで、より詳細な計画の検討段階（詳細計画段階）における合意形成の円滑な実施を期待できます。

キ) 概略計画で決定する内容のレベル

構想段階において議論すべき公益的な視点到留まらず、詳細計画段階で議論すべきこと（地域的な利害調整等）までが構想段階で論点となり議論が混乱することを避けるため、概略計画は、概略設計の前提となる基本的事項（起終点やルート帯等）を内容とすべきと考えられます。

第3章 計画検討手順

1. 計画検討手順

計画検討手順とは、計画策定プロセスの中心にあり、コミュニケーションプロセスや技術・専門的検討と有機的な連携を図りながら進められる以下のステップ1からステップ5に至る一連の手順である。

- ステップ1：計画検討の発議とプロセスの明確化
- ステップ2：課題の共有と道路計画の必要性の確認
- ステップ3：複数案の設定と評価項目の設定
- ステップ4：複数案の比較評価（計画段階評価）
- ステップ5：概略計画案を選定し、対応方針を決定

【解説】

ア) ステップを区切り段階的に検討を進めることのねらい

ステップ5で概略計画案を選定し対応方針を決定するためには、ステップ4で対策をしない案（比較評価のベースラインとする）も含めて現実的で合理的な複数の案を比較評価し、比較優位性を示すことが必要です。比較優位性を検証するためには、ステップ3で設定される複数案や評価項目が適切であることが求められます。

また、評価項目の適切さを示すためには、ステップ2で目標やその背景にある課題を明らかにしておく必要があります。

このような手順を踏まずに検討を進めると、概略計画の決定に際して、当初の課題や目標の設定に問題がある等の指摘を受ける可能性もあります。このためステップを区切りつつ段階的に検討を進めることが重要です。

イ) 地域特性を踏まえた計画検討手順

ステップ3～5については、道路計画の内容や検討対象となる地域の状況に応じて、様々な工夫が考えられます。

計画検討手順の合理性等を確保できるのであれば、個別案件の状況に応じたプロセスで検討を進めることも可能です。

ウ) 計画検討の準備

効率よく計画検討手順を進める上で、必要と考えられる情報収集やデータ分析等の技術的な作業については、計画策定者が予め準備を整えておくことも重要です。ただし、この作業においては、「〇〇案が優位である」といった予断はせず、客観的な情報の準備に止めておくことが肝要です。

工) 計画検討手順の流れ

計画検討手順は、基本的には次のような流れで実施されます。

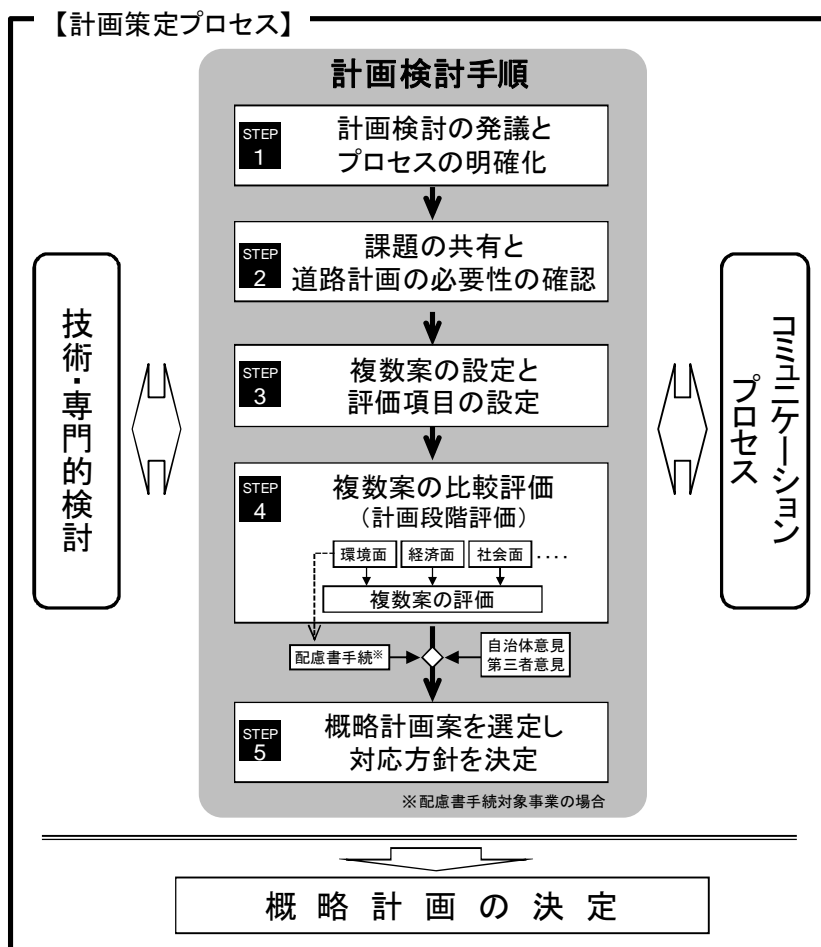


図 計画検討手順の流れ

2. ステップ1：計画検討の発議とプロセスの明確化

計画策定者は、構想段階の計画検討を開始する際に、上位計画等で提案された基本方針や現状あるいは将来の課題に基づき、当該道路計画の目標、概略計画における決定事項、検討の進め方、スケジュール等の計画検討に必要な事項を明確にし、計画検討に着手することを公表する。

【解説】

ア) 計画検討の発議とプロセスの明確化

最初に、住民・関係者等に対して計画検討を開始することを公表し、課題の共有と道路計画の必要性の確認、複数案の比較評価、計画検討手順や段階に応じたコミュニケーションプロセスの進め方、概ねのスケジュール等を住民・関係者等と共有することで、透明性の高いプロセスの中で検討が進められることとなります。

プロセスの進め方を公表することにより、住民・関係者等にとって、事前準備をしたり、今後検討すべきことがわかるため、計画検討手順を効率的に進めることが期待できます。

イ) 上位計画の確認

上位計画は構想段階における計画検討手順の基礎であり、その理解はコミュニケーションプロセスにおける住民・関係者等の合意形成に大きく寄与します。しかしながら、現状において地域における総合的な計画の枠組みは必ずしも整備されていないことから、状況に応じ、広域地方計画や社会資本の重点整備方針の他、分野別の地域ビジョン等を参照し、これらと整合していることの確認が必要です。

3. ステップ2：課題の共有と道路計画の必要性の確認

(1) 解決すべき課題の共有と道路計画の目標の設定

当該道路計画が対象とする地域において、広域的な計画等に示された地域が目指す将来像を踏まえ、解決が必要とされる現在あるいは将来の課題について、できる限り早い段階で住民・関係者等と共有するとともに、当該課題の解決を当該道路計画の目標として設定する。

(2) 道路計画の必要性の確認

当該道路計画によって前項で設定した目標の達成が効率的かつ効果的に見込まれること及び道路整備以外の方策のみによっては目標が達成出来ないことを確認することにより、道路計画の必要性を確認する。

【解説】

ア) 課題と目標

交通渋滞や交通事故をはじめ、経済の停滞、市街地の衰退、生活環境の悪化、災害時の脆弱性、救急医療施設へのアクセス性等、交通問題に起因する広域及び地域の諸問題の中で、地域の生活への影響が大きく、解決を求める住民・関係者等のニーズが高い問題などが「課題」となります。

また、目標とは、どのように課題を解決し、どのような成果を実現しようとするのか、ということですが、その設定に当たっては、地域の課題解決の視点に加え、上位計画等に示された地域が目指す将来像との整合等にも留意することが必要です。

課題と目標を設定する際には、道路利用者等、提供されるサービスを受ける顧客（カスタマー）の視点を取り入れるとともに、沿道住民等、様々な影響を受ける可能性がある関係者の多様な視点を踏まえることが必要です。また、目標の表現に際しては、住民・関係者等にわかりやすいものとするよう努める必要があります。

イ) 道路計画の必要性の確認

道路計画の必要性は、道路整備では設定した目標を効率的かつ効果的に実現しうるが、道路整備以外の方策のみでは目標の実現が困難であることを示すことにより確認するものとします。また当該道路整備を行わないことによる影響についても、住民・関係者等に十分説明し、共有することが重要です。なお、ここで目標を十分に達成するか否かという判断は、当該方策の効果推計やコミュニケーションプロセスの結果等を踏まえ、計画策定者が責任をもって行うべきものです。

ウ) 計画検討着手の公表

計画策定者は、計画検討着手にあたって広く住民・関係者等に認知されるように努める必要があります。公表等は、広報誌やホームページ、記者発表などの方法を用いて行うことが考えられます。

4. ステップ3：複数案の設定と評価項目の設定

(1) 複数案の設定（ステップ3a）

ステップ2で明確化した目標に照らして、現実的で合理的な案を原則として複数設定する。加えて、「対策をしない案」を比較評価のベースラインとして設定するものとする。

(2) 評価項目の設定（ステップ3b）

目標の達成度や影響の観点から、ステップ4の比較評価で用いる複数案の評価項目を設定する。評価する分野は次の①～⑤を標準とし、地域の現状や計画の目標に応じて分野を追加し(⑥その他)、適切な評価項目を設定するものとする。

- ① 交通（広域的な幹線流動、地域内交通や歩行者交通、災害脆弱性や救急医療施設へのアクセス等への効果や影響）
- ② 環境（広域的な環境、沿道環境への効果や影響）
- ③ 土地利用・市街地整備（都市構造、沿道土地利用やコミュニティへの効果や影響）
- ④ 社会・地域経済（広域社会や地域産業、観光振興、住民生活等への効果や影響）
- ⑤ 事業性（事業に要する費用や技術的な制約条件等）
- ⑥ その他（地域の現状や計画の目標に応じて追加すべき項目）

評価項目の設定の際には、各項目について、ステップ4において用いることが可能な評価のレベルについても勘案するものとする。

※ 「複数案の設定」と「評価項目の設定」の両者は互いに密接に関わり合っており、必ずしもどちらかが先に決まりその後もう一方が決まるというものではないため、事業毎に弾力的に検討することが重要である。

【解説】

(1) 複数案の設定（ステップ3a）

ア) 複数案の設定にあたっての留意点

複数案の設定にあたっては、1)常識的に明らかな非効率がない、2)法的な基準を満たしている、3)目標に適合している、という条件を満たすと共に、様々な観点を考慮し地域特性等を踏まえていることが必要です。また、こうした条件を満たすということは、基本的には、検討の結果、どの複数案が概略計画になったとしても、その実現に対して、その時点で明らかにされた問題はなく、どの案を選ぶかは以降のステップの検討にゆだねる、ということの意味します。

イ) 対策をしない案とは

対策をしない案が現実的である場合や他の施策の組合せ等により事業の目標を達成できる案を設定しうる場合等には、これらを複数案に含めるものとします。なお、地形等の条件によっては、複数案の設定時点でほぼ単一のルートや道路構造の案しか設定できない場合もあり得ます。このような場合には、基本的に、現実的でない案を設定することは不適切ですが、対策をしない案については、現実的でない場合であっても、比較評価の参考のためのベースラインとして示すことが必要です。

(2) 評価項目の設定 (ステップ3b)

ウ) 評価の分野・項目設定の考え方

①～⑤を標準的な評価分野として設定するという事は、道路の整備において、単に交通環境を改善するだけでなく、環境に配慮すること、土地利用や市街地整備を支援すること、社会・地域経済の発展に貢献すること、コストを抑制することも視野に入れた総合的に優れた計画を目指すということです。

同様に、評価項目は、どのような視点に立って道路を計画するか、ということを示しています。したがって、設定した目標に対応して評価項目を設定することが必要です。また、地域や地元にもたらす効果や影響を測るため、想定される住民・関係者等の価値観、ニーズ、懸念・心配等を反映することが重要です。①～⑤の評価項目は、次のような例が考えられます。

分野	評価項目の例
①交通	時間短縮、渋滞解消、交通事故減少、歩行者自転車の移動性・安全性、道路の走行性、救急医療施設への搬送時間、当該道路の災害時における機能・安全性、広域ネットワーク形成（既存のネットワークとの連携）、交通発生集中源からのアクセス性、都市の道路ネットワーク形成 等
②環境	大気質、騒音、動物・植物、生態系 等
③土地利用 ・市街地整備	地域交流への効果、農業的土地利用への影響、市街地の防災性、市街地整備への貢献度（アクセス性等）、沿道商業施設への影響 等
④社会 ・地域経済	地域活性化や都市再生への効果、観光振興 等
⑤事業性	事業や維持管理に関わる費用、事業に要する期間、施工時の影響、用地取得に関するリスク、不測の事態に対する計画の柔軟性 等

エ) 環境影響評価との関係

本評価における環境面での評価は、配慮書手続を実施する事業の場合、計画段階配慮事項として配慮書作成の基礎となることから、その評価項目の設定に際しては、「環境影響評価法（平成23年改正）」の関連規定に基づいて適切に実施することが必要です。

5. ステップ4：複数案の比較評価（計画段階評価）

ステップ3aで設定した複数案について、コミュニケーションプロセスや技術・専門的検討を踏まえ、ステップ3bで設定した評価項目ごとの評価結果に基づいて、複数案の優位性を評価する。

なお、複数案の優位性を住民・関係者等に説明するにあたっては、そのレベルも踏まえつつ、正確な資料・データ等に基づき、客観的に示すことが重要であり、分かりやすい図示、比較評価表等を用いた整理、客観的な表現、違いの明確化等を行い、容易に結果が理解されるように表現を工夫し、複数案の比較評価の資料としてとりまとめることが望ましい。

【解説】

ア) 比較評価表を用いた比較評価

複数案を様々な角度から比較評価した比較評価表は、複雑な条件下で論理的に意思決定を行うための手助けとなるほか、意思決定の根拠を説明するための有用なツールとなります。

ステップ4「複数案の比較評価（計画段階評価）」においては、ステップ3bで設定した各評

価項目を用い、ステップ3 aで設定した各複数案を評価し、結果を比較評価表としてとりまとめます。この比較評価表は、ステップ5において合理的に最も優位な案を選定する際の重要な判断材料となります。

記入にあたっては、正確な情報に基づき、できるだけ客観的事実を示すことが必要です。また、表現には一貫性を持たせ、相対的な違いが明確になるようにすることが重要です。

比較評価表の記入様式例

分野	評価項目	道路整備			対策をしない案 (ベースライン)
		複数案 A	複数案 B	複数案 C	
①交通					
②環境*					
③土地利用・市街地整備					
④社会・地域経済					
⑤事業性					
⑥その他					

■：標準的に評価する分野

*：環境分野については、配慮書手続を実施する場合、計画段階配慮事項を踏まえて、評価項目を設定することが必要です。

なお、評価ができない評価項目がある場合には、その旨が分かるように「－」等で表現します。

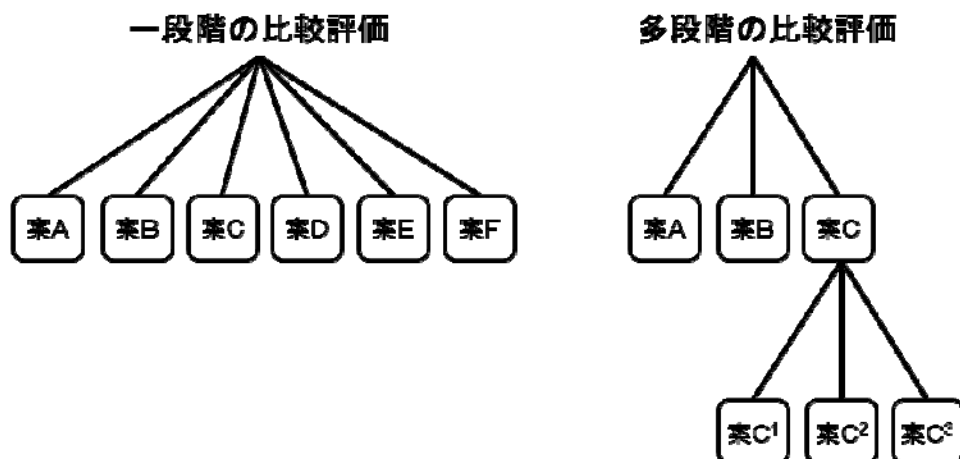
比較評価表への記入表現としては、次のような例が考えられます。

分野	評価結果の表現例
①交通	「主要地点間（〇〇～〇〇）の所要時間を〇分短縮」 「都市間連絡速度が〇km/hから〇km/hに向上」 「〇〇交差点の渋滞を解消」 「救急医療施設への搬送時間が短縮し、〇分圏域人口が〇倍に拡大」 「災害時の代替路が確保される」 等
②環境	「希少種である〇〇が生息する沼地を回避」 集落・市街地との離隔（郊外や農村の場合） 等
③土地利用・市街地整備	「既成住宅市街地をおよそ〇kmにわたって分断するため、再編が必要なコミュニティが生じ得る」 「都心部に30分以内にアクセスできる人口が〇%広がり、商圈が拡大」 等
④社会・地域経済	「工業団地開発プロジェクト予定地近傍を通過するため、プロジェクトの支援効果が大きい」 「〇〇から主要な観光地である〇〇への所要時間を〇分短縮」 等
⑤事業性	「概算事業費は〇〇億円」 「供用後50年間の概算維持管理費は約〇億円」 等

イ) 段階的な比較評価

数多くの比較案が設定された場合、全ての案を同時に詳細に検証することは非効率となる場合があることから、簡易な比較で案を絞り込み、その後時間や費用のかかる比較を絞り込まれた比較案を対象に行う等、ステップ3と4を繰り返し、効率性に配慮した手順となるよう工夫することも考えられます。

例えば、事業規模が大きい場合には、幾つかの区間に分割したり、小さな縮尺での比較の後に大きな縮尺で比較したりする等の工夫も考えられます。



ウ) 評価のレベルの考え方

複数案の評価では、各案の比較優位性を検証でき、ルートを選定等にあたって重大な問題の有無が確認できるものとする必要があります。

例えば環境に関しては、主に文献調査や既存の調査結果を利用することとし、重大な環境影響を把握する上で必要な情報が得られない場合は、必要に応じて専門家等からの知見の収集や補足的な現地踏査等の情報収集を行う事が有効であると考えられます。

エ) 配慮書との関係

配慮書手続を実施する事業の場合、複数案の比較のうち環境面の比較は、配慮書の一部となることから、比較の実施においては、「環境影響評価法（平成23年改正）」の関連規定との整合に留意が必要です。

6. ステップ5：概略計画案を選定し、対応方針を決定

計画策定者は、ステップ4の評価結果を踏まえ、関係する都道府県・政令市等の意見及び学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴いた上で、最も優位な概略計画案を選定し、対応方針として決定する。ここで決定された対応方針及び決定理由を踏まえ、第2章5.に示す概略計画を決定する。

【解説】

ア) 概略計画案の選定

概略計画案の選定の過程においては、ステップ4の比較評価の結果を踏まえるとともに、比較評価に関する関係地方公共団体の意見、委員会等の意見、コミュニケーションプロセスを通じて得られた住民・関係者等の意見を考慮する必要があります。概略計画案を選定する際、評価項目に単純な重みづけをして点数化することや、特定の項目に偏った判断で選定を行うことは、判断を誤る危険性があり、好ましくありません。

各複数案の目的達成の確実性はどうか、効果発現の早さはどうか、各複数案に現実には対処不可能なことが含まれていないか、予測不可能なことが起こった場合のリスクの大きさはどうか等、様々な観点から思考し、その過程を通じて総合的に判断することが必要です。

イ) ステップ4とステップ5を区分する理由

ステップ4とステップ5を区分することには、先に評価を確定し、その後に評価結果の比較を踏まえて選定の議論をすることによって、どう評価するかという議論と、どれが好ましい案かという議論の混在を避け、議論の非効率な後戻りを防ぐ効果があります。

また、各対策案の評価は広く住民・関係者等と共有することになりますが、概略計画案を選定するにあたっては、例えば少人数の代表者が集まって冷静に判断した上で、その理由や選定過程については後に広く公開する等、多様なプロセスが想定されます。

ウ) 選定した概略計画案を実施するに当たっての配慮・留意事項の明確化

選定した概略計画案を実施するに当たっての配慮・留意事項を十分明確にし、以後の詳細計画策定の段階で、十分に配慮した対応策を講じることが必要です。例えば、景観、文化財や環境等の保全等が配慮・留意すべき事項として考えられます。さらに、当該路線の整備効果を発現するために必要な関連道路事業等（例えば、ICアクセス道路）についても、対応方針において配慮・留意すべき事項と位置付けて、計画段階評価以降において連携して対策を講じることが必要です。

また、対策をしない案が選択された場合には、事実上、当該計画は中止することとなりますが、この場合、計画策定者は対策をしない案が選択された場合に生じ得る課題と取り得る対策についても住民・関係者等に明らかにすることが必要です。

エ) 概略計画の決定

計画策定者は、道路計画策定プロセス全体にわたり責任を負っている主体であることから、自らの責任の下、選定した概略計画案を踏まえて対応方針を決定し、これを持って概略計画の決定とします。決定した対応方針及び概略計画については、評価結果やその経緯等と併せ、速やかに公表することが必要です。

第4章 コミュニケーションプロセス

1. コミュニケーションプロセス

コミュニケーションプロセスとは、構想段階における計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性を高めること、及びより良い計画づくりに資することを目的として、双方向コミュニケーションとなるように、住民・関係者等への情報提供、住民・関係者等からの意見把握を積極的に行い、計画へのニーズの反映を行う手続である。

【解説】

ア) コミュニケーションプロセスを実施する上で留意すべき事項

次のような点に留意することで、より効果的に実施することができると考えられます。

- ①計画検討手順やコミュニケーションプロセスの進め方について、住民・関係者等と共有されていること
- ②住民・関係者等へ積極的な情報提供が行われ、透明性が確保されること
- ③住民・関係者等との双方向で実質的な対話機会が十分に確保されること
- ④住民・関係者等からの意見・質疑等に対し、真摯に対応すること

イ) 配慮書手続との関係

配慮書手続を実施する事業の場合、本ガイドラインで示すコミュニケーションプロセスを通じて実施する意見等の把握を、配慮書手続における一般及び関係行政機関（関係地方公共団体）からの意見聴取の手続きとして位置づけることが可能です。

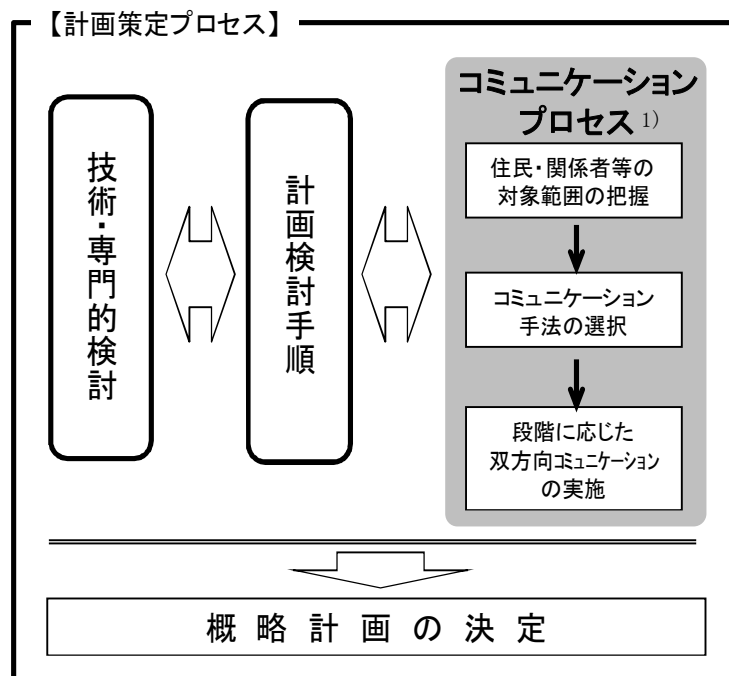


図 コミュニケーションプロセスの流れ

1) プロセスの設計の考え方を示しているもの

2. コミュニケーションプロセスの基本的考え方

構想段階において計画検討手順を進める際には、コミュニケーションプロセスを通じて住民・関係者等とのコミュニケーション活動を行い、積極的な情報提供を行うとともに、計画検討に活かすべきニーズ等の情報の入手に努めるものとする。コミュニケーションプロセスは、原則として、計画策定者または計画策定者を含む複数の関係行政機関が合同で実施するものとし、そのプロセスを住民・関係者等と早期に共有することが重要である。

また、コミュニケーションプロセスは、計画検討手順のステップ毎に実施することが望ましいが、住民・関係者等との調整に問題が生じることがないことが明らかな場合は、前後するステップについて一括して簡略に実施するなどの方針を選択することができる。なお、複数ステップについて一括実施する場合にも、プロセス全体を通じた全ての内容についてコミュニケーションプロセスを行うことが必要である。

【解説】

ア) コミュニケーションプロセスの運用の仕方

コミュニケーションプロセスは、計画検討手順のステップ毎に実施することを基本としますが、地域の状況やこれまでの経緯等を踏まえて、プロセスのステップを合理的に進めることが重要です。

例えば、道路計画に考慮すべき要素や関係者があまり多くない場合には、前後するステップを一括してコミュニケーションプロセスを実施したり、逆に複雑な利害関係が伴う計画の場合には、ステップを細かく区分してそれぞれコミュニケーションプロセスを実施したりする場合等が考えられます。



図 コミュニケーションプロセスの運用例

3. コミュニケーションプロセスの設計

(1) 住民・関係者等の対象範囲の把握

計画策定者は、コミュニケーションプロセスの進行に応じ次の事項を踏まえて、当該事業に関わる住民・関係者等の対象範囲を適切に把握する。

- ①事業の特性
- ②地域の特性
- ③事業によってもたらされる影響（受益・負担）の範囲
- ④事業そのものや、影響・効果に対する関心の度合

なお、意見把握の実施においては、一部特定事項の関心者等の意見に偏らないようにするため、様々な住民・関係者等の参画を促進することが望ましい。

(2) コミュニケーション手法の選択

住民・関係者等とコミュニケーションを行うには様々な手法がある。例えば、広報資料やホームページ、新聞等のメディア等を活用した広範な情報提供手法や、ヒアリングやアンケート、パブリックコメント等の実施による意見把握の手法、さらに、説明会や公聴会、住民・関係者等の参加する協議会、ワークショップ、オープンハウス等を開催し、対面で意見交換・聴取を行う手法等がある。

これらのコミュニケーション手法の選択においては、次の4点を考慮する必要がある。なお、複数の手法を組み合わせる等、適切に実施することが望ましい。

- ① コミュニケーションの目的（情報提供、意見把握等）
- ② 対象者
- ③ コミュニケーション手法の特性（メリット、デメリット等）
- ④ 予算や時間等とのバランス

(3) 段階に応じた双方向コミュニケーションの実施

コミュニケーションプロセスにおいては双方向のコミュニケーションとなるように、次の事項を実施する。

- ①意見等の把握 : 実施主体は、住民・関係者等が当該計画に関して有している情報や関心、懸念等のニーズに関わる意見の把握に努める。
- ②情報提供 : 実施主体は、住民・関係者等が当該計画について理解を深め、意見を形成するために必要な情報を適時に適切な方法により提供しよう努める。また、住民・関係者等からの質疑等に対しては真摯に応答等を行うものとする。
- ③計画への反映 : 実施主体は、計画検討手順における意思決定において、住民・関係者等から得られた意見や情報も判断材料のひとつとして尊重するものとする。

【解説】

(1) 住民・関係者等の対象範囲の把握

ア) 対象とする住民・関係者等の範囲

より効果的なコミュニケーションプロセスを実施するためには、影響の及ぶ住民・関係者等に対して幅広く、積極的にアプローチすることが求められます。影響の及ぶ関係者には、日常

的な道路利用等、道路のサービスを受ける「顧客」はもとより、道路の利用の有無に関わらず影響を受ける関係者等、幅広い範囲の住民・関係者等が含まれます。

(2) コミュニケーションプロセスの実施主体

イ) 関係行政機関の役割

計画に関係する地方公共団体は、地域の代表として計画策定プロセスの進め方や検討の内容について計画策定者と協議・調整を行う立場にある一方、管轄区域の住民等に対するコミュニケーションプロセスの手續を支援し協力する役割が期待されます。

例えば国が実施する道路計画においても、地元の市町村や都道府県が介在することにより、住民・関係者等とのコミュニケーションが円滑になる場合があります。そうした観点から、コミュニケーションプロセスの実施主体として、計画策定者のみならず関係する行政機関が参画することが適当な場合が多いと考えられます。

また、複数の都道府県にまたがる道路計画においては、広域的な交通機能や地域の特殊性等に配慮しつつ、地方公共団体の意向を十分に配慮して調整することが必要になります。

(3) コミュニケーションプロセスの実施内容

ウ) 適切なコミュニケーション手法の選択

住民・関係者等とのコミュニケーションの手法は様々考えられますが、それぞれの手法の特徴を踏まえ、対象とする住民・関係者等に応じて選択することが必要です。

例えば、沿道等限られた範囲で計画に対する関心が特に強いと考えられる住民・関係者等に対しては、実質的な意見交換や意見把握が可能となる様々な対面式のコミュニケーション手法（例：オープンハウス、ワークショップ、グループヒアリング等）を用いることが有効です。その際、中立なファシリテーター等を活用することが有効な場合があります。また、グループヒアリングは、地域のオピニオンリーダーへ実施することが有効な場合があります。

より広い範囲（関係都道府県の住民や立地企業等）に対しては、地方公共団体の広報誌への掲載や独自のニューズレターの発行による情報提供、また、意見募集ハガキやアンケート等を通じて意見把握を行うことが考えられます。

さらに広い範囲としては、納税者としての関わりや地球環境への関心という意味での関わりも考えられますが、こうした不特定多数の関係者に対してはインターネット等の媒体を活用し、情報の取得や意見を述べる機会を幅広く提供することも可能です。

なお、選択したコミュニケーション手法を実施するにあたっては、その周知方法についても、対象とする住民・関係者等に応じて適宜組み合わせるなどしつつ選択することが必要です。

また、意見募集ハガキやアンケートの実施に際し、計画検討やアンケートの内容に関する説明会を実施することが有効であるとともに、アンケートの結果を住民・関係者等にフィードバックすることが大切です。これにより、双方向のコミュニケーションを構築するとともに、その後のプロセスがより円滑に進められます。

(参考)「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(解説)」(第3(2)表10))

エ) コミュニケーションプロセスの柔軟な運用

具体的なコミュニケーションプロセスの進め方については、計画検討手順の基本的なステップを踏んで進めることを前提として、状況に応じて柔軟に計画・運営されることが必要です。より多くの市民にアプローチし、より有意義な情報を収集することがコミュニケーションプロセスの重要な目的であり、このため、現場ごとに住民・関係者等から広く意見を聞くことができる工夫を重ねることが大切です。

オ) 意見等の把握及び計画への反映に関する留意事項

住民・関係者等からの意見は、単なる賛否や要求等にとどめることなく、その理由となっている懸念や関心、利害にまで遡って把握することが重要であり、さらに、それが計画の内容に対するものなのか、進め方に対するものなのかを明らかにした上で、反映方法を検討することが必要です。

また、住民・関係者等の意見には、地域固有の価値観が含まれることも考えられるため、これらを把握することに努め、計画づくりにおいて十分に勘案することが重要です。

なお、アンケートは地域の課題認識や関心の幅を参考とする上で有効な手段ですが、複数のルート案を示し、どの案がよいかをアンケートで直接的に尋ねることは、あたかも住民投票でルートを決めるかのような誤解を招くことがあることから、留意が必要です。具体的には、アンケートによりルート案毎に達成される政策目標の優先順位を明らかにしつつ、各案の課題に対する考え方を整理する方法等が考えられます。

カ) 情報提供に関する留意事項

詳細計画段階の都市計画手続き等において、コミュニケーションプロセスを認知してなかったことを理由に反対が生じないよう、コミュニケーションプロセスにおいて、実質的な認知度を高めることが必要です。

第5章 技術・専門的検討

1. 技術・専門的検討

技術・専門的検討とは、構想段階における計画検討手順において、目標の設定や複数案を設定するにいたる手順、検討手法、複数案の絞り込み方等が、技術的あるいは専門的知見に基づき合理的かどうかについて根拠を与えるものである。

【解説】

ア) 技術・専門的検討の基本的考え方

技術・専門的検討とは、計画策定プロセスのうち、技術的あるいは専門的立場での検討に関する一連の検討を指します。計画の内容が合理的であるためにはこの手順が正しく進められる必要があります。

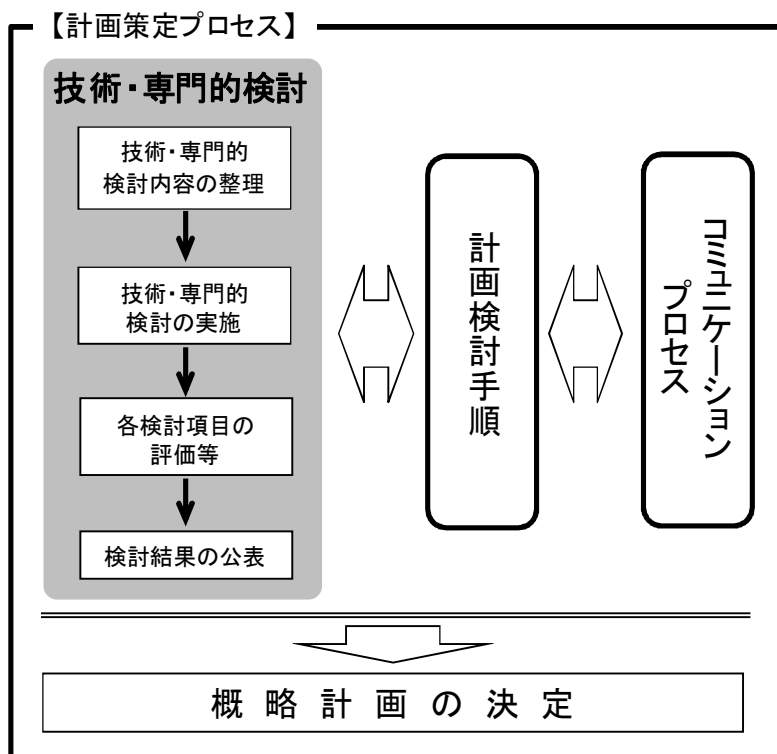


図 技術・専門的検討の流れ

2. 技術・専門的検討内容の整理

計画策定者は、技術・専門的知見から検討を行うべき内容や検討にあたっての前提条件を整理し、検討を実施するために必要となる調査、検討すべきデータの範囲や検討の手法、体制等の検討の枠組みをあらかじめ決定する。

技術・専門的検討内容の整理にあたっては、コミュニケーションプロセスにより把握した意見等に留意する等、計画検討手順、コミュニケーションプロセスとの有機的な連携に努めるものとする。

【解説】

ア) 技術・専門的検討内容の整理

計画策定者自らが検討を行うために必要な極めて高度な技術・専門的知見を必要とする場合には、外部の有識者等からなる技術検討会を設置し体制を整える必要がある。技術検討会の設置にあたっては、検討内容や検討に必要な技術・専門的知見を明らかにした上で、必要な技術・専門的知見が確保されるように委員選定を行う必要がある。

なお、ここで言う技術検討会とは、計画策定者が自ら行う技術・専門的検討を補う機能を期待するグループであり、「第6章 委員会等 2. 委員会等の役割 ③技術・専門的検討に対して助言等を行う委員会等」で述べる委員会等と必ずしも同一のものではなく、初期の計画段階で計画策定者が行う内部検討を補う立場にある検討会であるということに留意する必要がある。

3. 技術・専門的検討の実施

計画策定者は、技術・専門的検討に当たっては、次の点に留意する必要がある。

① 資料・データ等

- ・ 検討に用いる資料・データ等は、構想段階における計画検討であることを踏まえ、入手可能な範囲で適切なものを用いるものとする。
- ・ 既存の文献や調査データを積極的に活用するものとする。
- ・ 当該事業の必要性や住民・関係者等の関心事に関係する資料・データ等の収集にあたっては必要に応じて追加調査を実施する。実施にあたっては、調査の精度、収集範囲及び調査に要する費用や期間等について、留意するものとする。

② 分析手法

- ・ 資料・データ等の制約、分析精度等を勘案の上、適切な分析手法、項目を設定する。
- ・ 定量的または定性的な評価を行う上で、分かりやすい項目や指標を設定する。

【解説】

ア) 技術・専門的検討の実施

計画検討のステップに対応し、技術・専門的観点から検討を実施する際、次の点に留意することが必要です。

① 基本的考え方

技術・専門的検討に当たっては、検討の初期の段階では大局的な検討を行い、プロセスの進捗に併せて検討を詳細化することが合理的です。

② 検討着手前の準備

計画策定プロセスを円滑に進めるため、計画検討手順の実施に併せて必要となることが見込まれる資料・データについて、予め調査・情報収集を行い、準備が整えることが重要です。

構想段階において検討の基となる資料・データ等については、その時点で入手可能な既存の最新の調査や文献を積極的に活用することを基本とします。ただし、当該事業の必要性に関しては、構想段階で確定すべき事柄であるので、必要があれば追加調査を実施することが望ましく、加えて、構想段階以降の段階においても議論の焦点となることが予想される住民・関係者等の関心事についても、必要があれば追加調査を行い、なるべく早い段階から実質的な検討を行うことが望まれます。

③ 複数案の設定に関する留意事項

ステップ3aにおける複数案は、以下に留意して適切に設定することが必要です。

- ・平面線形や縦断線形等、想定される構造面の課題は考慮されているか
- ・対象地域の社会的、経済的、地形・地質的条件は考慮されているか
- ・災害危険地域、重要な文化財包蔵地、貴重な動植物、移設に難航する支障物件等、対策案の設定に必要となるコントロールポイント*は予め把握しているか 等

※ 路線選定の際に、社会的又は自然的条件によって避けたり特別な考慮を要すべき地点、又は通すべき地点

<コントロールポイントの例>

- i) 都市・集落又は都市計画上の用途地域の通過ないし迂回の方法
- ii) 国立公園特別保護地域、史跡、天然記念物、埋蔵文化財、神社仏閣、墓地、学校、病院、住宅団地等
- iii) 主要道路や鉄道との交差・接続の位置と方法
- iv) 河川・溪谷の通過地点（架橋地点等）
- v) 山嶺・峠の通過地点（トンネル位置等）
- vi) 地滑り地帯、断層地帯、軟弱地盤など地質条件
- viii) 雪・霧・凍結等の気象条件及び雪崩予想箇所 等

4. 各検討項目の評価等

計画策定者は、各検討項目の評価にあたっては、構想段階の計画検討であることを踏まえ、客観的な指標に基づき、事業の目的や特性に照らし必要な項目についてはできるかぎり定量的な評価を実施することに努めるものとし、定性的な評価を実施する際には可能な限り客観性の確保に努めるものとする。

【解説】

ア) 検討結果の評価等

多岐にわたる項目について総合的に判断するためには、可能な限り客観的なデータや指標が用いる必要があります。また、住民・関係者等に対して正確なデータや指標を提示することは合意形成を行う上で必要です。

指標は、理論的に正しく、あるいは広く社会に用いられている客観的なものを用いることが望ましく、定量的な指標が存在しない場合（例えば文化財の価値等）には、可能な限り客観的な判断基準等を設定して評価を行うことが必要です。

5. 検討結果の公表

検討結果については適切な方法にて公表するものとする。その際には、検討の前提条件や検討過程についても併せて公表するなど、透明性を確保することが重要である。

【解説】

ア) 検討結果の公表

検討結果の公表にあたっては、住民・関係者等からの意見・要望、専門家からの意見、検討の前提や検討過程の資料等を可能な限り明記するなど、透明性の確保に努めることが必要です。また、技術・専門的検討における透明性を確保するためには、意見や資料等を公表するだけでなく、その判断に至った検討過程を公表することが必要な場合もあります。

第6章 委員会等

1. 委員会等の設置

計画策定者は、必要に応じて、構想段階の計画策定プロセスにおける計画検討手順、コミュニケーションプロセス、技術・専門的検討に対して客観的な立場から助言等を行う委員会等を設置する。

2. 委員会等の役割

委員会等の設置にあたっては、その担うべき役割を明確にする必要があり、一般に以下のような役割が想定される。

- ① 計画検討手順に対して助言等を行う委員会等
- ② コミュニケーションプロセスに対して助言等を行う委員会等
- ③ 技術・専門的検討に対して助言等を行う委員会等

【解説】

ア) 委員会等の設置に当たっての留意事項

① 役割に応じた適切な検討体制の構築

地域や事業の特性に応じて委員会等の役割を明確にし、その役割に応じ幅広い分野からバランス良く人選し、適切な検討体制の構築をできるだけ早い段階から行うことが重要です。

② 適切な役割分担

委員会等の役割を明確にし、適切な役割分担を行うことを基本とします。実際の設置に当たっては、地域や事業の特性に応じて、それぞれの役割毎に別々の委員会等を設置することや、中立性の確保に留意して複数の役割を1つの委員会等が担当することが考えられます。

イ) 委員会等の権限

委員会等の役割は限定的に考えるべきであり、概略計画に関わる決定権をゆだねるものではありません。例えば技術検討の支援を求める場合であっても、委員会等からの助言と最終的に計画策定者が行う意志決定の結果が異なることもありえます。この場合、計画策定者は、委員会等の助言と自らが下した決定が異なる理由を明らかにし、公表することにより自らの責任を果たすことが必要です。

ウ) 委員会等の具体的な役割

委員会等は、計画策定プロセスにおいて中立な立場から以下のような役割を果たすことが求められます。特に大規模な計画を対象としている場合等、様々な利害関係が複雑に絡み合うような場合には、学識経験者等で構成される中立的な委員会等の役割が大きくなる場合があります。

① 計画検討手順に対して助言等を行う委員会等

- ・ 計画検討手順の進め方についての助言や 計画検討手順の各手順及びスケジュールの管理を行います。

② コミュニケーションプロセスに対して助言等を行う委員会等

- ・ コミュニケーションプロセスについての助言やコミュニケーションプロセスが適切に行われているかの確認を行います。

③ 技術・専門的検討に対して助言等を行う委員会等

- ・ 技術・専門的検討に用いるデータや解析手法に対する助言や技術・専門的検討を行うべき内容や検討過程および検討結果の妥当性の確認を行います。

工) 計画段階評価の実施にあたり意見を聴取する委員会等

「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」に基づく対応方針の決定に際しては、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしています。

この委員会等の役割は、計画策定プロセスが適切に実施され、各プロセスが透明性、客観性、合理性、公正性を確保した上で行われているかどうかを踏まえ、意見を述べるものであり、その役割を担う組織として、社会資本整備審議会道路分科会地方小委員会等が想定されます。

用語の解説

- ① 計画策定者
構想段階において計画検討の発議から概略計画の決定に至る手続きを実施する主体。なお、事業の特性に応じて、地方公共団体、関係行政機関が共同で実施する場合もある。
- ② 関係行政機関
当該道路計画に関係する国の機関、地方公共団体、高速道路会社、地方道路公社等
- ③ 住民・関係者等
住民に加え、来訪者、道路利用者、沿道事業者、各種団体等、直接的あるいは間接的に利害や関心を持つ個人や団体など、広い主体
- ④ 委員会等
意思決定を行う組織ではなく、計画検討手順、コミュニケーションプロセス、技術・専門的検討の各プロセスが透明性、客観性、合理性、公正性を確保した上で行われているかどうかについて客観的な立場から検討し、確認を行い、助言を与える組織（第三者委員会）。
- ⑤ 構想段階
道路計画の体系において、路線別の計画を定める計画段階の最初の段階とし、道路網計画に位置付けられた路線を対象に、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等（概略計画）を定める段階
- ⑥ 概略計画
構想段階において、計画策定者が起終点、道路種別、構想ルート帯、基本的な道路構造等を決定する計画であり、詳細計画段階（都市計画等、事業実施の前提となる計画を定める段階）における検討の基本案となる
- ⑦ 計画策定プロセス
構想段階において、計画検討手順、コミュニケーションプロセス、技術・専門的検討を経て確定した概略計画案を踏まえ、最終的に概略計画を決定するまでの全体のプロセス
- ⑧ 計画検討手順
技術・専門的検討に加え、コミュニケーションプロセスを通じて住民・関係者等との一連のコミュニケーションを行いながら、目標を実現し得る複数案の比較評価を経て概略計画案を選定するまでの段階的な検討のプロセス

- ⑨ コミュニケーションプロセス
構想段階における計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性を高めること、及びより良い計画づくりに資することを目的として、双方向コミュニケーションとなるように、住民・関係者等への情報提供、住民・関係者等からの意見把握を積極的に行い、計画へのニーズの反映を行う手続
- ⑩ 技術・専門的検討
計画検討手順に付随して、あるいは事前に進められ、客観的で合理的な計画検討手順の基礎となる検討作業を行う一連の手続き
- ⑪ 計画段階評価
「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」に基づく計画段階評価
- ⑫ 環境影響評価法の配慮書手続
「環境影響評価法」（平成23年改正）第三条の二から第三条の七に基づく計画段階配慮事項についての検討及び配慮書に関する諸手続き
- ⑬ 環境影響評価法の方法書以降の手続
環境影響評価法第五条から第二十七条に規定する方法書以降の諸手続き
- ⑭ 事業評価
「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」に基づく計画段階評価、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づく新規事業採択時評価、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づく再評価、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づく事後評価

構想段階における
道路計画策定プロセスガイドライン

平成25年7月
国土交通省道路局